

2024年8月13日

受益者の皆様へ

H S B C アセットマネジメント株式会社

弊社投資信託における「信用リスク集中回避のための投資制限」の  
超過についてのお知らせ

弊社、後記ファンド(次頁)のマザーファンドにおいて、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第17条の2(信用リスク集中回避のための投資制限)における「株式等エクスポージャー」が、基準比率である10%を一時的に超過しましたが、その後、調整を行った結果、当該比率の超過は解消しました。

同協会が定める「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第19条の2(信用リスク集中回避のための投資制限を超えた場合の開示)の規定に基づきお知らせいたします。

## 記

「信用リスク集中回避のための投資制限」を超過したファンド

H S B C チャイナオープン／H S B C 中国株式ファンド（3ヶ月決算型）

ファンド名	発行体等※	投資制限超過日※	投資制限超過解消日※
H S B C チャイナマザーファンド	アリババ・グループ・ホールディング	2024年7月30日	2024年8月1日

※銘柄名は、報道等の表記を参考にH S B Cアセットマネジメントが翻訳しており、発行体の公式名称やその和文訳と異なる場合があります。超過日および超過解消日は、運用拠点ベースを含みます。

以上